

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年11月29日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第53号

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号エ中「第12項」を「第13項」に改め、同条第2号カ中「まで」の右に「及び第7項」を加える。

附 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)